

茨城町地産地消促進計画



平成 26 年 12 月

茨城町

目 次

	ページ
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 基本方針	2
5 推進の方策	2
(1) 安全・安心な農畜水産物の供給	2
(2) 農商工連携による地域産業の活性化	3
(3) 消費者との交流促進及び地域内消費の拡大	4
(4) 食育との連携	5
6 推進体制	6
7 数値目標	6
(1) 学校給食等における地場産農畜水産物の 利用割合	6
(2) 地産地消協力店の登録数	6
(3) 地産地消ボランティアの登録数	7

1 策定の趣旨

地産地消を促進することで、地域内での流通と消費の拡大を図ることは、消費者にとって、生産者の顔が見え、新鮮で美味しい安全安心な地場産農畜水産物を容易に入手することができるようになります。そして、生産者にとっても流通経費の削減や少量多品目生産での一定収入の確保が見込めるため、高齢者や女性農業者の活性化が図られ、また大消費地への出荷を主としている大規模な農家においても、規格外優良品等の流通ルートの確立につながるというメリットがあります。

このような、消費者と生産者のそれぞれのメリットを活かした地産地消の取り組みを活発に行い、お互いの顔の見える関係を築くことで、食に対する不安の解消と地場産農畜水産物の消費拡大による元気な農畜水産物を展開することができます。

そして、食育とあわせた地産地消の取り組みを進めることで、本町の基幹産業である農畜水産物を活性化させ、さらに将来にわたって安全安心な食糧生産のための生産基盤や自然環境、魅力ある農山漁村の貴重な財産を守ると同時に、町民一人ひとりが心と身体の健康をつくりながら、生涯を豊かに生きる力を身につけることで、豊かな地域社会を築くことができます。

町民一人ひとりが本町の特色を活かした地産地消の様々な取組に参加することで、食に対する正しい知識を身につけ、安全安心な地場産農畜水産物による食生活を楽しみ、食習慣や食文化などの伝統を次世代へ引き継ぐことができるように、食と農畜水産物をめぐる生産者、流通業者、消費者及び関係機関、団体等が地産地消に関して共通認識を持ち、共同して取り組む指針として「茨城町地産地消促進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、本町における地産地消のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置付けるものです。

なお、この計画は、「茨城町第5次総合計画後期計画」の実現に向けて、茨城町食育推進計画との整合性を図りながら、茨城町地産地消促進計画として本町の基本的方向とその実現に向けた具体的指針を定めるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、2014年度（平成26年度）から2017年度（平成29年度）までの4年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

4 基本方針

本町の豊かな自然や気候風土の中で生産された豊かな農畜水産物を活用して、消費者・生産者・流通業者・食品関連事業者・地方公共団体・関係団体等が連携を深め、町内で生産される農畜水産物の地域内流通を促進し、地域内自給を高めるとともに、食文化の伝承等を通して、地域の活性化を目指します。

- (1) 安全・安心な農畜水産物の供給
- (2) 農商工連携による地域産業の活性化
- (3) 消費者との交流促進及び地域内消費の拡大
- (4) 食育との連携

5 推進の方策

(1) 安全・安心な農畜水産物の供給

①農畜水産物の安全性確保

消費者が安心して地元の農畜水産物を購入できるよう、生産段階における農薬・肥料の栽培基準を厳守、生産履歴の記録、J A S法等に基づく適正表示の徹底を進めることにより、安全性の確保に努め、消費者との信頼関係を築きます。

- ア 生産履歴記帳の促進、G A P制度の研究・検討、農薬の安全使用の周知
- イ J A S法等の遵守、適正表示の啓発
- ウ 環境にやさしい農業の研究・普及

②農畜水産業者による地産地消の普及啓発

地産地消運動の取組みに賛同し、安全で安心な農畜水産物の生産に取り組む農畜水産業者の情報提供やP Rの在り方を研究し、給食等での活用や直売所等での販売を通し、安全で安心な地元農産物等の地域への供給を促進します。

- ア 地産地消協力農畜水産業者の登録制度、情報提供等への取り組み

③地場製品のブランド化

地域ならではの農畜水産物やその加工品を、町内外の市場や消費者にP Rし、知名度の向上やブランドイメージの浸透に取り組むことで、地場製品に対する愛着や信頼を深め、生産振興につなげます。

- ア 地場製品ブランド化の検討、研究
- イ 新たなブランド米の創設
- ウ 潤沼のラムサール条約登録を活用したブランド化の検討

(2) 農商工連携による地域産業の活性化

①直売所の活動推進

直売所は、新鮮で安全・安心な農畜水産物の提供、生産者と消費者との「顔の見える」交流、加工品の開発、食育など、多くの役割が期待されています。

町内の直売所が、広報活動、消費者との交流会、安全性の向上、情報提供等に積極的に取り組み、食に関する様々な情報を発信する場として機能するよう活動を支援するとともに、直売所マップやホームページの活用等により、直売所のPRに取り組みます。

直売所が協力し、運営ノウハウや経験を交換し合い、消費者に質の高い多様な商品を提供できるよう、直売所間のネットワークづくりを促進します。

- ア 直売所研修会の実施・支援
- イ 町内直売所のPRと利用促進
- ウ 直売所スタンプラリー等イベントの実施・支援

②地域のニーズにマッチした食料加工品等の開発

農商工連携による付加価値の高い魅力ある加工品等の開発・販売を図ります。

- ア 地域の食材等を活用した新商品開発
- イ 潤沼のラムサールブランド力を活かした新たな商品等の開発

③地場産品の利活用促進と産業振興

「食」は本町の地域特性をアピールする上で、非常に重要な要素であり、観光農業の推進や飲食店における地産地消メニューの取り組み、農産物加工品の開発、需要拡大に向けた取組、また企業や生産者が取り組む6次産業化を支援するなど、地場産品の利活用促進と産業振興を図ります。

- ア 体験農業のPR
- イ 観光パンフレット等での食材、加工品紹介
- ウ 飲食店等への地場産品の利用促進
- エ 朝ごはん条例・花巻き寿司事業の展開と町内産の米利用促進
- オ 6次産業化の推進

④伝統的な地域の食文化の掘り起こしと普及啓発

簡単で便利な食事スタイルの普及により、失われつつなる伝統的な食材や郷土料理を見直し、地域に残る食文化や豊かな味覚を次の世代に伝えていきます。

イベント開催等を通じ郷土料理等の情報を発信するとともに、飲食店等での伝統食材・郷土料理の活用を促進します。

- ア 伝統食材、郷土料理等の調査、掘り起こし

- イ 伝統食材、郷土料理の試食会、イベント等開催への取り組み
- ウ 伝統食材を使った新しいレシピ、加工品の募集、開発

⑤地産地消協力店の設置

地産地消推進運動に賛同し、地元の食材を積極的に利用・PRする地産地消協力店増加及び取扱品目数の充実を図るとともに、町ホームページやパンフレット、イベント等を通して協力店のPRに努め、地場産農畜水産物のさらなる流通拡大を推進します。

- ア 地産地消協力店の登録、情報提供

(3) 消費者との交流促進及び地域内消費の拡大

①地産地消の啓発宣伝・活動推進

地産地消を拡大するには、多くの方々が地産地消推進運動の意義や必要性を理解し、様々な立場からの運動への参加・協力することが重要です。

イベント・シンポジウム等の開催、パンフレットを活用した啓発宣伝活動により、地元の農畜水産物に対し、理解を深めていただくとともに、一層の消費拡大を図ります。

- ア いばらきまつりでの農畜水産物PR
- イ 安全・安心・元気市の開催と農畜水産物PR
- ウ 地産地消啓発パンフレットの作成・配布
- エ 広報紙、ホームページ、SNS等を活用した啓発

②「食」の関連事業者と消費者との交流

地産地消の推進に当たっては、生産者にとっては消費者ニーズに対応した生産や情報提供が、消費者にとっては「新鮮でおいしくて安全なものは価値がある」ということを認識することが、重要となります。

様々な交流会や産地見学会等を通して、生産者、消費者が、お互いの取り組みや考え方などを共有し、理解するような機会を増やします。

- ア 町内産農畜水産物を活用したメニューの開発
- イ グリーンツーリズムの推進
- ウ 産地見学会の開催

③給食施設での地場産品の利用拡大

学校・保育所、病院・福祉施設等の給食施設等での利用拡大を通して、地場産農畜水産物の生産・供給体制の強化を推進するとともに、交流会等を通して、地域の農業や食材についての理解を深めます。

- ア 学校給食等での農畜水産物の利用促進

- イ 生産者と児童生徒との給食交流会の実施
- ウ 病院・福祉施設等における地場産品の利用拡大

④水産物・畜産物の利活用促進

水産物については、本町の誇るヤマトシジミをブランド化し、付加価値を高めるとともに、消費拡大や生産振興に向けた取り組みを推進します。

また、本町において生産が盛んな畜産物のPRをするとともに、地域の畜産物の利活用を推進します。

- ア 瀬沼ヤマトシジミのPRと利活用促進、レシピ開発
- イ 町内産畜産物のPRと利活用促進、レシピ開発

⑤ホームページ等を活用した地場産品の情報発信

直売所マップや町内で生産された農畜水産物の旬や特長、地産地消協力事業者の情報、加工品等を、ホームページ等を活用して情報発信します。

- ア 広報紙、ホームページ、SNS等による情報発信
- イ 直売所マップ、地場産品カレンダー作り

⑥地産地消推進リーダー等の人材育成

消費者が、「食」を自らの問題としてとらえ、地産地消推進運動に積極的に参加できるよう、各種料理教室や交流会の開催、食の安全性に関する情報の提供など、地産地消をサポーターするリーダー、ボランティアの活動充実を図り、消費者意識の向上による地元農産物の更なる消費拡大を推進します。

- ア 食育アドバイザーの活用による地産地消推進リーダーの育成と活動促進

(4) 食育との連携

①「食」と「農」に関する多様な体験への取り組み

様々な農作業体験や交流会等の活動により、非農家の方が、自然の恵みや四季の変化を感じながら、地域の「食」や「農」に対する理解や愛着心を育む機会をつくります。

- ア 様々な農業体験メニューの作成

②学校・保育所等での食育との連携

子どもたちが生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、学校・保育所等における食育が大変重要な役割を担います。そのため、学校給食等における地場産品の活用や、生産者との交流、農業体験等を通して、更なる食育の推進を図ります。

- ア 学校、保育所等の教育活動を通じた農業体験メニューの充実

③地域の食材を活かした子育て世代向け食育との連携

親子が健全な食生活を身につけることができるよう、「食生活改善推進協議会」等のボランティアや栄養士による地域食材を使った親子料理教室などを開催するとともに、子どもの発育・発達過程に応じた、地域の食材を活用した食育レシピを開発・提供し、家庭料理や郷土料理の食文化を後世に伝えていきます。

ア 親子料理教室の実施

イ 郷土料理、地域の食材を使った料理講習会の実施

ウ 地域の食材を使った食育レシピの開発、普及促進

6 推進体制

本計画を実施するため、町内の生産、流通、消費などの関係団体と町で構成する「地産地消・食育促進会議」を推進の中心とし、町内各団体が取り組む地産地消推進事業との協働・連携体制を構築して取り組みを推進します。

7 数値目標

本計画を実効性のあるものとするため、以下のとおり数値目標を設定します。毎年計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

(1) 学校給食等における地場産農畜水産物の利用割合

学校給食等における地場産農畜水産物の利用を更に推進するため、利用割合の増加を目指します。

○ 町立小中学校における町内産農産物の利用割合
42.57%（平成25年度） ⇒ 53%（平成29年度）

(2) 地産地消協力店の登録数

地場産品に接する機械を増やすとともに、農・商・工連携を中心とし、地域一帯となって地産地消を進めるため、地産地消協力店の登録数を増やします。

○ 地産地消協力店の登録数
0店（平成26年度） ⇒ 5店（平成29年度）

(3) 地産地消ボランティアの登録数

生産者と積極的にコミュニケーションをとり、地場産品への愛着心を育てるため、地産地消ボランティアの登録を促進します。

○ 地産地消ボランティアの数

0人（平成26年度） ⇒ 5人（平成29年度）

茨城町地産地消促進計画

平成 26 年 12 月
茨城町

茨城町 生活経済部 農業政策課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029-292-1111